

議第92号

財産の取得について

次のとおり財産を取得するものとする。

- | | | |
|---|--------|--|
| 1 | 取得の目的 | 市内小学校タブレット端末購入 |
| 2 | 種類及び数量 | タブレット端末 552台 |
| 3 | 取得予定価格 | 30,360,000円 |
| 4 | 契約の相手方 | 福岡県福岡市中央区大名二丁目9番27号
株式会社内田洋行九州支店
支店長 坂口 秀雄 |

令和6年12月3日提出

人吉市長 松岡 隼人

(提案理由)

予定価格2,000万円以上の財産を取得するときは、人吉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年人吉市条例第1号)第3条の規定により、議会の議決が必要である。